

資料1 温室効果ガス排出量の推計方法

本計画で用いた長崎県内の温室効果ガス排出量の実績値（2017年度以前）は、次の方法により推計（算定）したものです。

（表内の〔 〕の数字は、参照文献の番号を表しています。）

1. 二酸化炭素排出量

（1）表 7-1 エネルギー起源の二酸化炭素排出量の算定方法

部門	業種 / 区分	算定方法 < (活動量) × (活動量に応じた係数) >
エネルギー 転換	発電事業	県内の発電所内エネルギー（送電電力関係分を除く石炭・重油・軽油）の消費量 ^[1] × 排出係数 ^[2]
	ガス事業	県内の製造所内エネルギー（電力・ガス）の消費量 ^[1] × 排出係数 ^[2]
	熱供給事業	県内の製造所内エネルギー（電力・ガス・購入排熱）の消費量 ^[1] × 排出係数 ^[2]
産業	農林水産業	県内の業種別エネルギー（ガス・燃料油など）の消費量 ^[3] × 全国比 ^[4] × 排出係数 ^[2]
	鉱業	
	建設業	
	製造業	
業務その他		県内の電力・ガス・灯油などの消費量 ^{[1][5][6]} × 排出係数 ^[2]
家庭		県内の電力・ガス・灯油などの使用量 ^{[1][5]} × 排出係数 ^[2]
運輸	自動車	国内の車種別燃料消費量 ^{[3][7]} × 全国比 ^[4] × 排出係数 ^[2]
	鉄道(旅客)	国内の電力・燃料消費量 ^[8] × 旅客数量の全国比 ^[4] × 排出係数 ^[2]
	鉄道(貨物)	国内の電力・燃料消費量 ^[8] × 貨物数量の全国比 ^[4] × 排出係数 ^[2]
	航空	県内の燃料消費量 ^[9] × 排出係数 ^[2]
	船舶(旅客)	国内の燃料消費量 ^[10] × 旅客数量の全国比 ^[11] × 排出係数 ^[2]
	船舶(貨物)	国内の燃料消費量 ^[10] × 貨物数量の全国比 ^[12] × 排出係数 ^[2]

（2）表 7-2 非エネルギー起源の二酸化炭素排出量の算定方法

部門	区分	算定方法 < (活動量) × (活動量に応じた係数) >
廃棄物	一般廃棄物	県内の一般廃棄物焼却量 ^[13] × 廃プラスチック比率 × 排出係数 ^[2]
	産業廃棄物	県内の廃プラスチック・廃油の排出量 ^[14] × 焼却率 × 排出係数 ^[2]

2. その他の温室効果ガス排出量

（1）表 7-3 メタン排出量の算定方法

分野	区分	算定方法 < (活動量) × (活動量に応じた係数) >
燃料の燃焼		部門別燃料消費量 < 1(1)エネルギー起源の二酸化炭素排出量の算定方法を参照 > × 排出係数 ^[2]
廃棄物	一般廃棄物	県内の一般廃棄物焼却量 ^[13] × 排出係数 ^[2]
	産業廃棄物	県内の汚泥・廃油の排出量 ^[14] × 焼却率 × 排出係数 ^[2]
	下水処理(下水道)	県内の下水道施設での処理量 ^[15] × 排出係数 ^[2]
	下水処理(し尿処理)	県内のし尿処理施設での処理量 ^[13] × 排出係数 ^[2]
	下水処理(浄化槽)	県内の浄化槽人口 ^[13] × 排出係数 ^[2]
農業	家畜消化管内発酵	県内の家畜種別飼養数 ^[4] × 排出係数 ^[2]
	家畜ふん尿処理	
	稲作など	県内の水稲作付面積 ^[16] × 排出係数 ^[2] など

(2) 表 7-4 一酸化二窒素排出量の算定方法

分野	区分	算定方法 < (活動量) × (活動量に応じた係数) >
燃料の燃焼		部門別燃料消費量 < 1(1)エネルギー起源の二酸化炭素排出量の算定方法を参照 > × 排出係数 ^[2]
廃棄物	一般廃棄物	県内の一般廃棄物焼却量 ^[13] × 排出係数 ^[2]
	産業廃棄物	県内の汚泥・廃油の排出量 ^[14] × 焼却率 × 排出係数 ^[2]
	下水処理(下水道)	県内の下水道施設での処理量 ^[15] × 排出係数 ^[2]
	下水処理(し尿処理)	県内のし尿処理施設での処理量 ^[13] × 排出係数 ^[2]
	下水処理(浄化槽)	県内の浄化槽人口 ^[13] × 排出係数 ^[2]
農業	家畜ふん尿処理	県内の家畜種別飼養数 ^[4] × 排出係数 ^[2]
	窒素肥料	窒素肥料出荷量 × 排出係数 ^[2]

(3) 表 7-5 代替フロン等 4 ガス排出量の算定方法

ガスの種類	区分	算定方法 < (活動量) × (活動量に応じた係数) >
ハイドロフルオロ カーボン類 (HFCs)	冷蔵庫・エアコン、 エアゾール製品など	国内の排出量 ^[17] × 人口の全国比 ^[4]
パーフルオロ カーボン類 (PFCs)	半導体・電子部品等の 製造、洗浄や溶剤など	国内の排出量 ^[17] × 製造品出荷額の全国比 ^[18]
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガス	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造など	

【参考文献】(主な文献のみを記載)

- [1] 長崎県調査(県民生活環境部 地域環境課)
- [2] 環境省 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル
- [3] 資源エネルギー庁 総合エネルギー統計
- [4] 長崎県統計年鑑・長崎県勢要覧(県民生活環境部 統計課)
- [5] 資源エネルギー庁 都道府県別エネルギー消費統計 など
- [6] 総務省 経済センサス活動調査 など
- [7] 国土交通省 自動車燃料消費量統計年報 など
- [8] 国土交通省 鉄道統計年報(運輸成績表、運転用電力・燃料・油脂消費額表)
- [9] 国土交通省 暦年・年度別空港管理状況調書
- [10] 国土交通省 内航船舶輸送統計調査
- [11] 国土交通省 旅客地域流動調査 府県相互間輸送人員表
- [12] 国土交通省 貨物地域流動調査 府県相互間輸送トン数表
- [13] 環境省 一般廃棄物処理実態調査
- [14] 長崎県産業廃棄物実態調査(県民生活環境部 資源循環推進課)
- [15] 公益財団法人 日本下水道協会 下水道統計
- [16] 農林水産省(九州農政局) 九州農林水産統計年報
- [17] 環境省 温室効果ガス排出・吸収量算定結果
- [18] 経済産業省 工業統計調査

資料2 部門別温室効果ガス削減見込量算定の考え方

本計画では、温室効果ガス削減目標の設定に当たり、まず、現在の地球温暖化対策をそのまま継続し、新たな対策を追加しない場合の2030年度の排出量(以下「2030年度BAU排出量」という。)を部門別に推計しています。

その上で、各部門で新たな対策(従来の取組の充実化を含む。以下、同じ。)を行った場合の2030年度時点の削減見込量を算出し、2030年度BAU排出量から差し引くことで、本県内の温室効果ガスの目標排出量(2030年度に2013年度比で31.5%削減した排出量)を設定しています。(表7-6)

表7-6 各部門における新たな対策による温室効果ガスの削減見込量
(2030年度BAU排出量比)

部門	削減見込量 (万t-CO ₂)	対策の内容
産業	1.1	従来の取組の充実化 ・省エネ取組の拡大(節電徹底、空調機清掃など) 新たな取組 ・高効率機器(給湯・照明など)への更新 ・太陽光発電設備の導入 など
業務その他	9.4	従来の取組の充実化 ・省エネ取組の拡大(節電徹底、空調機清掃など) 新たな取組 ・高効率機器(給湯・照明など)への更新 ・太陽光発電設備や地中熱利用設備の導入促進 ・エネルギー管理システムやZEBの普及促進 など
家庭	15.6	従来の取組の充実化 ・省エネ取組の拡大(節電徹底、空調機清掃など) 新たな取組 ・省エネ型家電製品への買い換え促進 ・太陽光発電設備や太陽熱利用設備の導入促進 ・住宅の断熱化、ZEHの普及促進 など
運輸	26.7	マイカー・営業用など全ての自動車を対象 従来の取組の充実化 ・スマートムーブ運動の拡大 新たな取組 ・電気自動車など次世代自動車への買い替え促進
合計	52.8	従来の取組の充実化(省エネ取組の拡大など) 新たな取組(高効率機器への更新など)

資料3 長崎県地球温暖化(気候変動)適応策の見直し概要

本計画での適応策の見直しの経緯や概要は、以下のとおりです。

時期	概要	参考情報
2013年度	「長崎県地球温暖化対策実行計画」の策定 ・5分野の適応策を推進 「水資源・水環境」「防災」「自然生態系」「食料」 「健康」	
2017年度	「長崎県地球温暖化(気候変動)適応策」の公表 ・7分野の適応策に再整理し取組を充実化 「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」 「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」 「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」)	国の「気候変動の影響への適応計画(2015年)」を反映
2018年度	長崎県適応策を「気候変動適応法」に基づく 「地域気候変動適応計画」に位置付け	12月に「気候変動適応法」が施行
〔見直しが必要となった背景〕		
<p>適応策の102施策について、抽象的な施策が多く、進捗管理が課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より重要な施策が明確でなく、具体的な取組内容がわかりづらいものがある。 ・指標が一部の施策にしか設定されておらず、進捗管理が困難。 <p>当初の計画策定から複数年が経過し、最新の科学的知見(将来影響予測データ等)を反映させることが必要。</p> <p>適応策には、防災対策、熱中症対策、自然生態系の保全など、日常生活や事業活動に関連の深いものが多いが、県民の認識度が低いため、その必要性や重要性を認識してもらい、自らできる取組につなげてもらうことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに実施した“ながさきWEB県政アンケート”では、「気候変動適応策の認識度」が40%台と低かった。(令和元年度：40%、令和2年度：43%) 		
〔見直しの概要〕2019年度～2020年度		
<p>具体的な施策を整理、重点的に取り組む施策(指標設定を含む)を明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部局において、近年の気候変動によって生じている影響を踏まえ、施策を見直し(継続・廃止・追加のほか、指標設定を含む)。 <p>最新の科学的知見(将来影響予測データ等)を反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「気候変動影響評価報告書(2020年)」、長崎県の主要な産業(農業、林業、水産業)や特に大きな影響を受ける分野(自然災害・沿岸域、健康)を踏まえ、7分野をより重要度が高いものから順に整理。 <p>「自然災害・沿岸域」「農業、森林・林業、水産業」「健康」「水環境・水資源」 「自然生態系」「県民生活・都市生活」「産業・経済活動」</p> <p>適応策の理解醸成を促進するため、普及啓発を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や事業者等を対象としたセミナー、「地域気候変動適応センター」による情報発信、様々な広報媒体(SNS・YouTubeなどを含む)による周知啓発など。 		

資料4 計画策定の経緯(環境審議会、策定部会など)

本計画の策定に当たっては、次の会議等でのご意見等を踏まえました。

1. 長崎県環境審議会

(1) 概要

- ・環境基本法第43条、自然環境保全法第51条及び長崎県環境基本条例第27条の規定により、設置された審議会
- ・環境基本計画に規定する事項、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議
- ・30名で構成され、任期は2年

(2) 検討状況

平成30年度：第2回環境審議会 平成31年3月14日(木)

- ・次期「長崎県地球温暖化対策実行計画」の策定について諮問し、審議
- ・詳細に検討するために「地球温暖化対策実行計画策定部会」(臨時部会)を設置
- ・同部会は、次期「長崎県地球温暖化対策実行計画」の策定に向け、令和元年度から令和2年度の2年間で計5回開催(詳細は後述2のとおり)

令和2年度：第3回環境審議会 令和2年2月16日(火)

- ・次期「長崎県地球温暖化対策実行計画」(案)を審議し、答申

2. 地球温暖化対策実行計画策定部会

(1) 概要

設置：平成31年3月14日(木)

目的：次期「長崎県地球温暖化対策実行計画」の策定に向け、専門的な議論を幅広く行い、県に対し、意見、提言等を行う。

構成：環境審議会委員8名(部会長を含む) 専門調査員11名(学識経験者及び関係機関等の代表者など)の計19名で構成(表7-7)

(2) 検討状況

令和元年度

) 第1回策定部会 令和元年 7月30日(火)

- ・主な議題：次期「長崎県地球温暖化対策実行計画」の骨子案について

) 第2回策定部会 令和元年 11月18日(月)

- ・主な議題：新たな対策案など、次期実行計画の検討の方向性について

令和2年度

) 第1回策定部会 令和2年 7月21日(火)

- ・主な議題：計画期間等、対策案・施策案について

) 第2回策定部会 令和2年 11月6日(金)

- ・主な議題：パブリックコメント向けの次期実行計画(案)について

) 第3回策定部会 令和3年 1月27日(水) 書面審議日

- ・主な議題：長崎県環境審議会に報告する部会案について

表 7-7 地球温暖化対策実行計画策定部会の委員等（50 音順、敬称略）

	氏名	所属・職業等
部 会 長	西久保 裕 彦	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授
委 員	大久保 一 彦	長崎県農業協同組合中央会 専務理事
委 員	北 川 聡	長崎県漁業協同組合連合会 指導課課長代理
委 員	佐 藤 義 高	長崎県森林組合連合会 専務理事
委 員	豊 田 涼 子	公募委員
委 員	野 口 友 美	長崎県町村会（時津町福祉部 住民環境課長）
委 員	林 秀千人	長崎大学大学院工学研究科 教授
委 員	宮 地 晃 輔	長崎県立大学経営学部 教授
専門調査員	明 石 勝 利	生活協同組合ララコープ コンプライアンス室 スタッフマネジャー
専門調査員	一 瀬 香	西部ガス(株) 長崎総務部 担当部長
専門調査員	川 口 義 己	(有)オランダ屋企画 代表取締役社長 (西そのぎ商工会 会長)
専門調査員	菊 森 淳 文	長崎県地球温暖化防止活動推進センター アドバイザー (公益財団法人ながさき地域政策研究所 理事長)
専門調査員	鶴 田 孝 廣	公益社団法人長崎県トラック協会 専務理事
専門調査員	永 山 健 一	三菱重工業(株) 人事労政部 長崎人事労政グループ 健康衛生チーム 主席チーム統括
専門調査員	本 多 真一郎	九州電力(株) 長崎支店 総務グループ 課長
専門調査員	峯 比呂志	一般社団法人長崎県バス協会 専務理事
専門調査員	向 井 人 史	国立研究開発法人 国立環境研究所 気候変動適応センター長
専門調査員	矢 部 福 徳	ヤベホーム(株) 代表取締役
専門調査員	山 田 尚 登	長崎市環境部 環境政策課長

3. 長崎県議会（環境生活建設委員会）

- (1) 令和2年度2月定例県議会 令和3年2月24日（水）～3月19日（金）
・「第2次 長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」の策定について

4. 21 長崎県環境づくり推進本部幹事会（県民生活環境部次長を代表幹事とする庁内部局横断組織）など

(1) 令和元年度

第1回幹事会 令和元年10月31日（木）

- ・議題：次期「長崎県地球温暖化対策実行計画」の策定について

(2) 令和2年度

環境関連の計画改定に係る説明会 令和2年7月14日（火）

- ・内容：次期「地球温暖化対策実行計画」等、環境関連の計画改定について

資料5 ながさき WEB 県政アンケート実施結果

本計画の策定に当たって、ながさき WEB 県政アンケートにより、事前に登録いただいているモニターの方々の意見等を聴きました。

1. アンケート内容：地球温暖化対策（緩和策と適応策）に関する県民意識
2. 調査時期：令和2年8月24日（月）～9月9日（水）
3. 調査方法：インターネット（アンケート専用フォームへ入力）により回答
4. 調査対象：ながさき WEB 県政アンケート全モニター 338名
5. 回答率：92.6%（回答者数 313名）
6. 回答者の属性：以下のとおり（比率は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。）

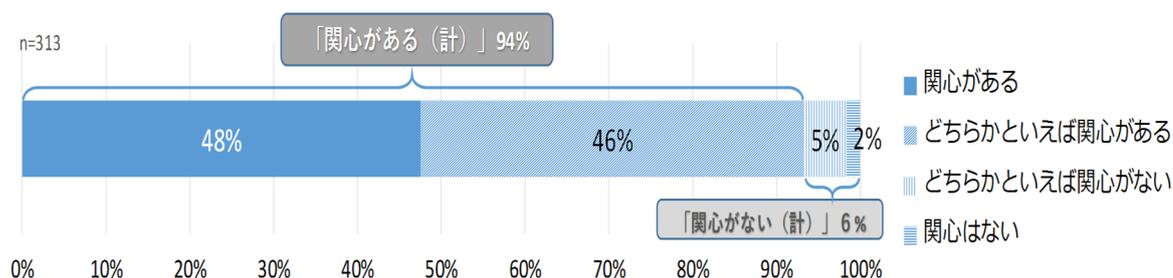
区分		人数（名）	比率（%）
全 体		313	100
性別	男性	149	48
	女性	164	52
年齢	10代	3	1
	20代	28	9
	30代	58	19
	40代	72	23
	50代	58	19
	60代	63	20
	70代以上	31	10

7. 結果概要：以下のとおり（割合は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。）

（1）地球温暖化対策に関する関心度

質問：あなたは、地球温暖化対策について関心がありますか。

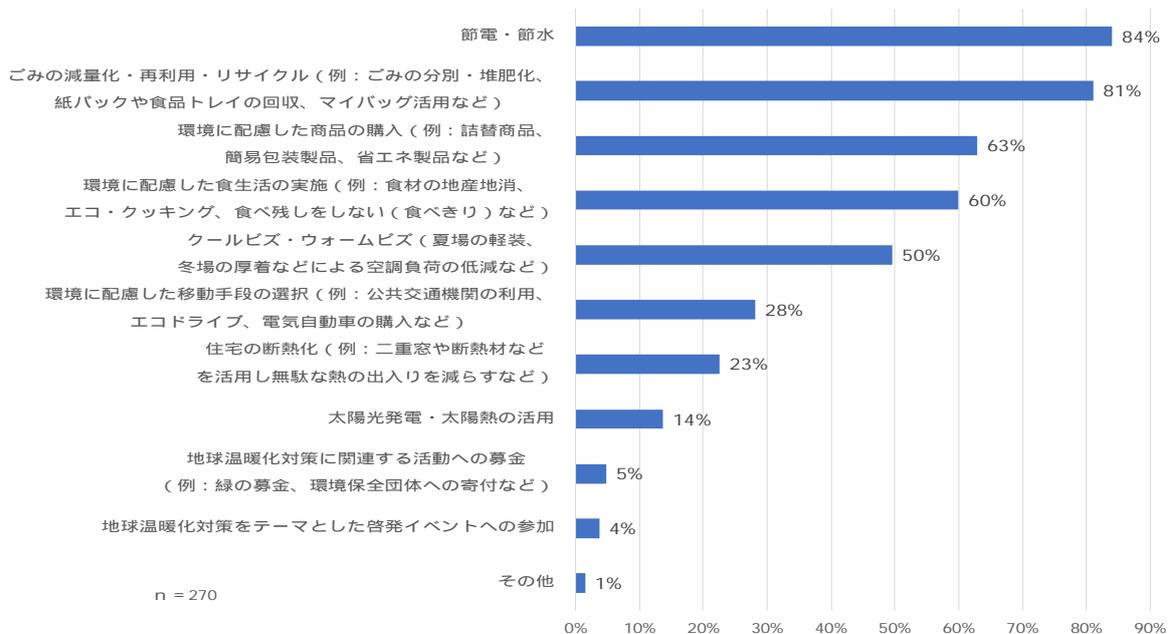
「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた「関心がある(計)」が94%であり、関心が高いことがうかがわれた。



（2）地球温暖化対策としての取組状況

質問：日頃から地球温暖化対策取り組まれている場合、具体的にどのような取組をしていますか。（複数選択可）

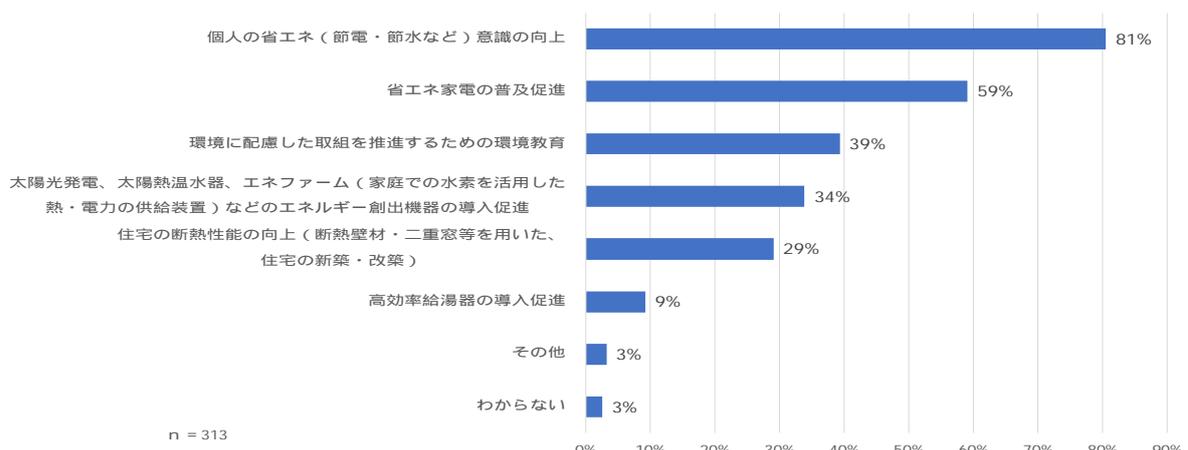
節電・節水やごみの減量化・再利用リサイクルなど、日常的な取組の割合が高い一方で、環境に配慮した移動手段の選択、住宅の断熱化、太陽光発電・太陽熱の活用といった取組の割合が低かった。



（3）家庭において必要な取組

質問：家庭からの二酸化炭素排出量は、県全体の約 1/5 と大きな割合を占めています。また、家電製品の多様化や世帯数の増加等により、その排出量をなかなか削減できていない状況です。あなたは、今後、家庭からの二酸化炭素排出量をさらに削減するためには、どのような取組が必要だと考えますか。（3つまで選択可）

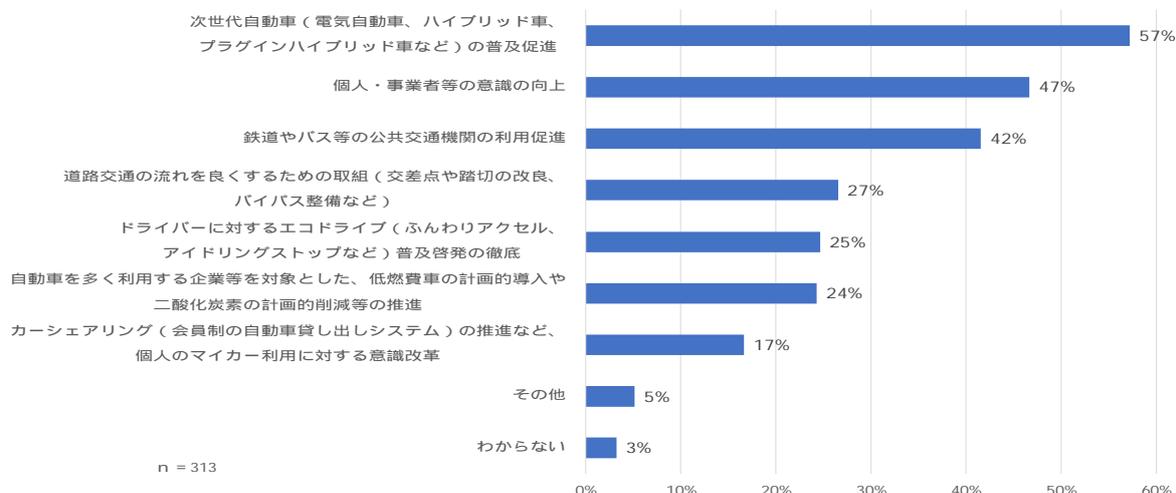
個人の省エネ意識の向上、省エネ家電の普及促進、環境教育などの取組の割合が高い一方で、住宅の断熱性能の向上、高効率給湯機器の導入促進といった取組の割合が低かった。



（4）自動車利用に関して必要な取組

質問：自動車（マイカー・社用車・運送用車両など）の利用による二酸化炭素排出量は、県全体の約 1/5 と大きな割合を占めています。また、県内の自動車台数の増加などにより、その排出量をなかなか削減できていない状況です。あなたは、今後、自動車利用による二酸化炭素排出量をさらに削減するためには、どのような取組が必要だと考えますか。（3つまで選択可）

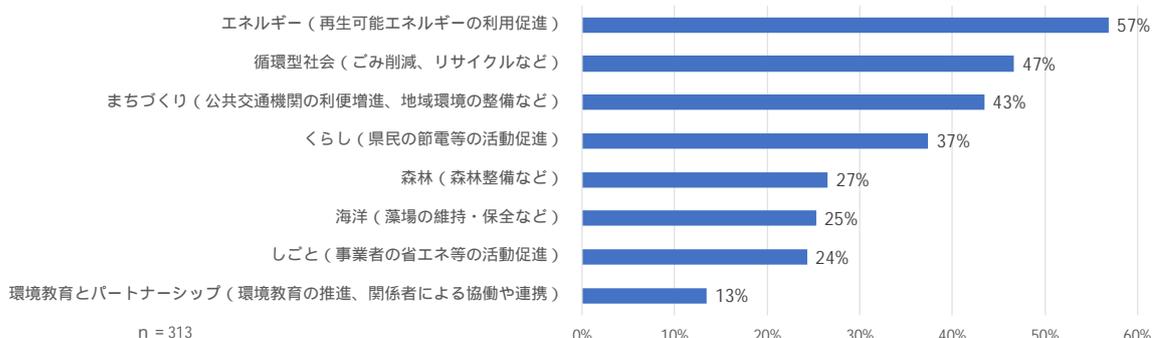
次世代自動車(電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車など)の普及促進、意識の向上、鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進といった取組の割合が高い一方で、カーシェアリングの推進などの個人のマイカー利用に対する意識改革といった取組の割合が低かった。



(5) 県として重点的に実施すべき施策

質問：あなたが、現在の実行計画に掲げる長崎県地球温暖化対策実行計画に掲げる8つの分野の施策のうち、今後、特に重要と考えるものは次のうちどれですか。(3つまで選択可)

エネルギー(再生可能エネルギーの利用促進)、循環型社会(ごみ削減、リサイクルなど)、まちづくり(公共交通機関の利用促進など)といった施策の割合がいずれも40%超と高かった。

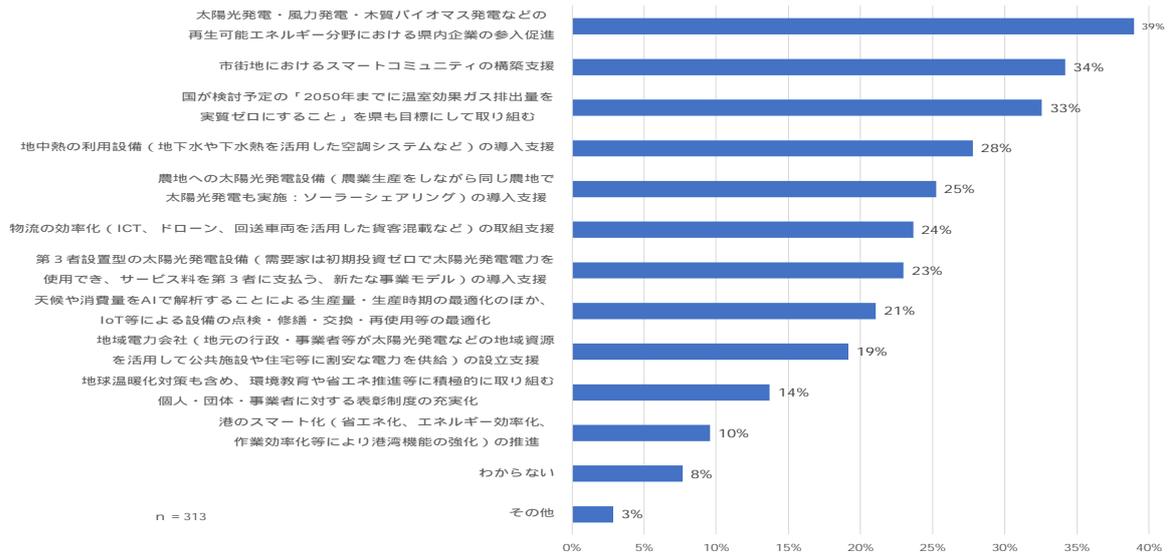


(6) 今後、新たに必要となる施策

質問：あなたは、8つの分野の施策以外に、今後、新たに必要となる施策は、次のうちどれだと思いますか。(複数選択可)

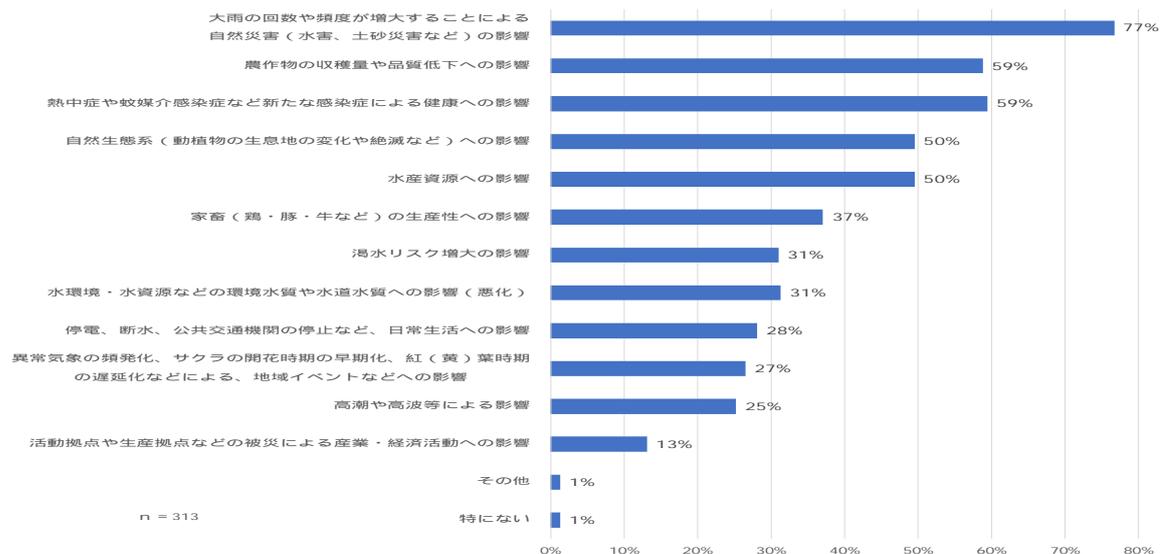
再生可能エネルギー分野における県内企業の参入促進、市街地におけるスマートコミュニティ⁵³の構築支援、「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること」を県も目標にして取り組むといった施策の割合がいずれも30%超と高かった。

53：スマートコミュニティとは、太陽光発電などの再生可能エネルギー電力+蓄電池、省エネ、全体のエネルギー調整システムの活用などにより、一定の区域内での低炭素化と快適性のほか、防災力向上等を実現するまちづくりのこと。



（7）将来的な地球温暖化の影響（気候変動影響）への不安度

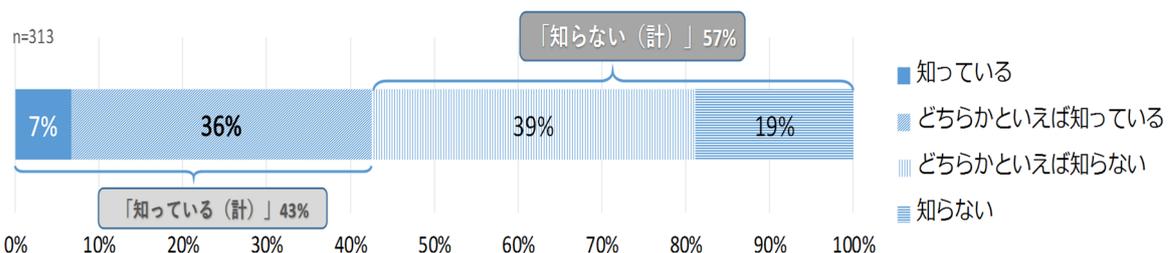
質問：あなたは、将来的な地球温暖化の影響（気候変動影響）として、どのようなことに不安を感じますか。次のうちから選んでください。（複数選択可）
 大雨による自然災害の影響、新たな感染症による健康への影響、農作物への影響などの割合がいずれも50%超と高かった。



（8）気候変動適応策の認識度

質問：あなたは、気候変動影響への適応策を知っていますか。

「知っている」と「どちらかといえば知っている」を合わせた「知っている（計）」43%であり、認識度が低いことがうかがわれた。



資料6 市町への意見聴取結果、パブリックコメントの実施結果(県民・事業者・関係団体等)

本計画の策定に当たって、地球温暖化対策推進法第21条第7項の規定に基づき、「第2次長崎県地球温暖化(気候変動)対策実行計画(案)」を示し、市町への意見徴取のほか、「長崎県政策県民参加制度(パブリックコメント)実施要綱」に基づき、パブリックコメントを実施しました。

1. 市町への意見聴取結果

(1) 実施期間：令和2年12月9日(水)～令和3年1月4日(月)

(2) 意見総数：4件(2市町)

(3) 内 容：以下のとおり

第4章：温室効果ガス排出抑制等の対策(緩和策) (県と市町が連携した取組が重要など)	1件
第5章：気候変動の影響への適応策 (わかりやすい表現への修正、県と市町が連携した取組が重要など)	3件

2. パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間：令和2年12月10日(木)～令和3年1月4日(月)

(2) 意見総数：19件(7名)

(3) 内 容：以下のとおり

第1章：総論(計画策定の趣旨、計画の位置付け) (わかりやすい表現への修正 など)	2件
第2章：地球温暖化の現状と課題 (わかりやすい表現への修正 など)	3件
第3章：計画の目標 (「気候変動に関する認識度」を向上させるため、市町と連携して、将来を担うこども達への環境教育も充実させるべき など)	5件
第4章：温室効果ガス排出抑制等の対策(緩和策) (海洋における温室効果ガスの吸収源対策を検討すべき など)	3件
第5章：気候変動の影響への適応策 (海面水位上昇に伴う影響をわかりやすく追記すべき など)	3件
第6章：計画の進捗 (わかりやすい表現への修正 など)	2件
計画全般について (わかりやすい表現への修正 など)	1件

資料7 国際社会及び日本における地球温暖化対策の主な経緯

年	国際社会の動き		日本の動き	
1988 (昭和63)	11月	「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」を設立		
1990 (平成2)			10月	「地球温暖化防止行動計画」の公布
1993 (平成5)	5月		3月	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)」の改正
			11月	「環境基本法」の制定
1994 (平成6)	3月	「気候変動枠組条約」が発効		
1997 (平成9)	12月	「気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3: 京都市)」において、「京都議定書」を採択		
1998 (平成10)	11月	COP4 (アルゼンチン・ブエノスアイレス) において、京都メカニズムの具体的なルール等を検討	6月 10月	「省エネ法」の改正 「地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)」の制定
2002 (平成14)			6月	「エネルギー政策基本法」の制定 「省エネ法」の改正 「地球温暖化対策推進法」の改正
2005 (平成17)	2月	「京都議定書」が発効	4月 6月	「京都議定書目標達成計画」を閣議決定 「省エネ法」「地球温暖化対策推進法」の改正
2007 (平成19)	11月	IPCC「第4次評価報告書」を公表		
2008 (平成20)	1月	「京都議定書」第一約束期間が開始	3月 5月 6月	「京都議定書目標達成計画」の全部改定 「省エネ法」の改正 「地球温暖化対策推進法」の改正
2009 (平成21)			6月 9月	温室効果ガス (GHG) 排出の中期削減目標を表明 (2020年までに2005年比 15%) GHG 排出の中期削減目標を表明 (2020年までに1990年比 25%)
2011 (平成23)			3月	東日本大震災
2013 (平成25)	1月	「京都議定書」第二約束期間が開始 (日本は不参加)	5月	「省エネ法」「地球温暖化対策推進法」の改正
2014 (平成26)	11月	IPCC「第5次評価報告書」の公表	7月	地球温暖化対策推進本部が京都議定書の目標 (基準年比 6%) 達成を公表
2015 (平成27)	11月 ~ 12月	「気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21: パリ)」において、「パリ協定」を採択	7月 11月	地球温暖化対策推進本部で「日本の約束草案を決定 (2030年度に2013年度比 26% (2005年度比 25.4%)) 「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定
2016 (平成28)	11月	「パリ協定」が発効	5月	「地球温暖化対策計画」を閣議決定 「地球温暖化対策推進法」の改正
2018 (平成30)	10月	IPCC「1.5 特別報告書」を公表	6月 11月	「気候変動適応法」の制定 「省エネ法」の改正 「気候変動適応計画」を閣議決定
2019 (平成31) (令和元)	8月 9月	IPCC「土地関係特別報告書」を公表 IPCC「海洋・雪氷圏特別報告書」を公表	6月	「パリ協定に基づく長期戦略としての成長戦略」を閣議決定
2020 (令和2)	1月	「パリ協定」が運用開始	10月	「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、“脱炭素社会の実現”を目指す」ことを宣言